

●○ 国民健康保険のお知らせ ○●

◎国民健康保険の加入・脱退手続きについて

退職等の理由で、加入していた健康保険を脱退し、任意継続しないなど、他の健康保険に加入することが無い場合、今まで加入していた健康保険を脱退してから14日以内に国民健康保険に加入していただくことになります。現在の健康保険制度では生活保護を受けている方など以外は、いずれかの健康保険に加入しなくてはなりませんので、まだ手続きをされていない方は、役場保健課までご連絡ください。

国民健康保険の資格は、先に加入していた健康保険の脱退した日までさかのぼりますので、手続きをしないで放っておくと、過去の保険税を一括して納めていただくことになります。また、病院にかかった時の医療費も保険が使えなくなることもありますのでくれぐれも手続き忘れのないようご注意ください。

また、現在国民健康保険に加入している方で、就職等により、新たに社会保険や共済保険等に加入された方、進学により他市町村へ転出した学生の方も、国民健康保険の脱退や変更の届出が必要となります。まだ手続きがお済みでない方は保健課窓口まで届出ください。

◎国民健康保険の簡易収入申告はお済みですか？

国民健康保険に加入の方で、次に該当する場合は、収入の有無にかかわらず毎年4月1日までに収入申告が必要になります。申告をしないと、保険税の軽減措置や、保険給付のサービス等にも影響が出る場合がありますので、まだ申告をされていない方は、お早めに手続きください。

住民税や所得税の扶養になっていない方（年齢が19歳以上）で

①遺族年金や障がい年金等、非課税収入のみの方

②昨年1月から12月中に収入の無かった方

◆問合せ 保健課 医療給付グループ

☎21-2121

『年金生活者等支援臨時福祉給付金（高齢者向け）』の申請を受付中です

「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい所得の少ない高齢者の方に対して、年金生活者等支援臨時福祉給付金を支給します。

◆支給対象者 平成27年度余市町臨時福祉給付金の支給要件（下記①、②のいずれも）に該当する方で、かつ、平成28年度中に65歳以上となる方（昭和27年4月1日以前に生まれた方）

①平成27年1月1日時点で、余市町に住民登録のある方

②平成27年度分の住民税が非課税の方（ただし、住民税課税者に扶養されている方及び生活保護を受給されている方を除きます）

◆支給額 支給対象者1人につき3万円

※申請書は、4月に送付していますが、支給対象者であるにもかかわらず、申請書が届いていない場合は、お問合せください

◆申請期限 7月15日（金）まで（郵送の場合は、当日消印有効となります。）

◆その他 申請期限を過ぎてからの申請は受付できませんので、ご注意願います。
なお、給付金の支給には、申請から1か月半程度かかります。

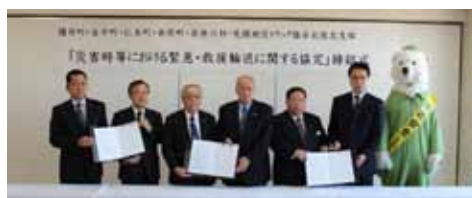
◆申請・問合せ 町民福祉課 民生年金グループ ☎21-2120

札幌地区トラック協会北後志支部と 「災害時等における緊急・救援輸送に関する協定」を締結しました

この度、積丹町、古平町、仁木町、赤井川村及び余市町（以下、北後志地区5町村）と札幌地区トラック協会北後志支部との間で、「災害時等における緊急・救援輸送に関する協定」を締結いたしました。

協定の内容は、北後志地区5町村において、地震、津波、風水害、その他の災害等が発生又は発生するおそれがある場合に、迅速な輸送体制を確保することを目的として、輸送の要請手順などに関する事項です。協定締結により、札幌地区トラック協会北後志支部に加盟する企業が保有するトラックにおいて、食料や生活物資などが避難所等に緊急輸送されることとなります。

今後は、協定締結町村とも協力し、札幌地区トラック協会北後志支部とのさらなる連携強化を図り、防災対策の整備について取り進めていきます。



《写真：役場庁舎で行われた締結式》